

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令案」について

平成19年8月

国土交通省

I. 背景

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「法」という。）が制定され、平成19年5月25日に公布されました。

今般、法の施行に伴い、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令」を制定することを検討しています。

II. 制定しようとする内容

軌道法第3条の特許を要する軌道運送高度化事業及び新地域旅客運送事業に関する所要の手続規定を整備する（法第9条第4項、第30条第4項等関係）

具体的な内容は以下のとおり。

- ①申請書の内容（国土交通省令で定める書類及び図面の添付）、提出方法
- ②申請に係る軌道が敷設される道路の道路管理者に対する地方運輸局長からの意見聴取手続
- ③その他所要の手続

III. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成19年 9月上旬 （予定）

施行：平成19年10月1日 （予定）